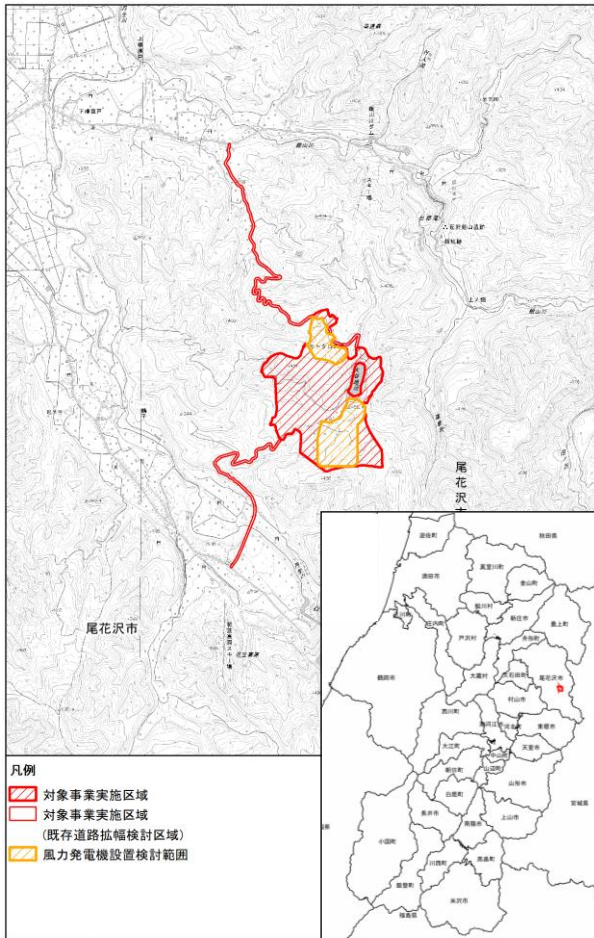


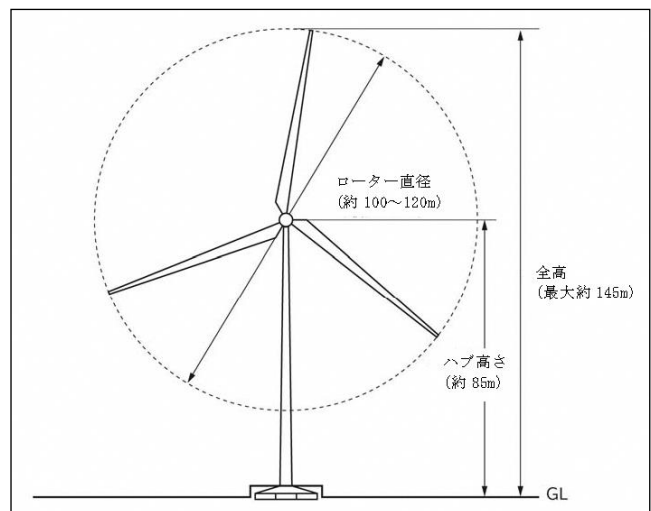
(仮称) 山形尾花沢風力発電事業の環境影響評価について

1 対象事業の概要

- (1) 事業者：ENEOS株式会社 代表取締役 大田 勝幸
 MULエナジーインベストメント株式会社 代表取締役 打田 欣生
- (2) 事業の種類及び規模：風力（陸上）発電所 最大 17,200kW*
 (3,200~4,300kW程度を最大4基設置) ※環境影響評価法第1種事業(10,000kW以上)に該当
- (3) 対象事業実施区域：山形県尾花沢市（面積 約108ha）
- (4) 関係地域：尾花沢市



項目	諸元
定格出力 (定格運転時の出力)	3,200kW~4,300kW程度
ブレード枚数	3枚
ローター直径 (ブレードの回転直径)	約100~120m
ハブ高さ (ブレードの中心の高さ)	約85m



2 (仮称) 山形尾花沢風力発電事業における環境影響評価の選定項目

- (工事の実施)・騒音、振動、水の濁り、動物、植物、生態系、人と自然との触れ合いの活動の場、産業廃棄物、残土
- (土地又は工作物の存在及び供用)・騒音、風車の影、電波障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場

3 環境影響評価手続きの実施状況及び今後の予定

- (1) 配慮書手続
- ① 公告 令和2年10月15日
 - ② 山形県環境影響評価審査会 令和2年12月7日
 - ③ 知事意見 令和2年12月25日
- (2) 方法書手続
- ① 公告 令和3年2月1日
 - ② 山形県環境影響評価審査会 令和3年6月8日
 - ③ 知事意見 令和3年6月下旬(予定)